

西尾市中小企業振興基本条例（案）に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見の提出状況

（１）意見募集期間

令和６年９月２日（月）から１０月１日（火）まで

（２）意見の提出方法

直接持参、郵送、ＦＡＸ、電子メールにて提出

（３）意見提出者

ア 意見を寄せられた方

１名（電子メール１名）

イ 意見件数

３件

2 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	第２条（定義）（３）「中小企業団体」の定義について、その範囲をいたずらに限定する項目の修正を求めます。 中小企業団体には様々な形態があります。市内の中小企業（者）が加盟する団体であっても、「市内に事務所や事業所」を持たないものもあります。中小企業（者）が参画する団体は、「中小企業団体」と一般に解されている中で、この箇所はいたずらに「中小企業団体」の範囲を限定することになるため、修正を求めます。	本条例の効力が及ぶ中小企業団体の範囲を広く定義するため、「市内に事務所又は事業所を有するもの」を「市内で事業活動を行うもの」に修正します。 【修正後】 「商工会議所、商工会その他中小企業を支援する事業を行う団体であって、市内で<u>事業活動を行うもの</u>をいう。」

2	第13条（施策の推進）の第1項、第2項に矛盾を覚えます。第2項の削除を求めます。 第13条1項では、「多様な立場の者から意見を聴取し」と記述されていますが、第2項では「西尾市における産業振興連携協力に関する包括協定を締結する者と相互に連携して、前条の施策の推進に努める」とあります。第1項の「多様な立場の者」と第2項の内容は相容れません。第2項は、同条例に基づく地域経済の新興に関与する主体をいたずらに制限するものと思料いたしますので、削除を求めます。	第13条第1項及び第2項は、いずれの取り組みも行いながら中小企業振興施策を進めていくため規定したものです。解釈に誤解が生じないよう文言の一部を修正します。 なお、本市は、商工会議所などと産業振興連携協力に関する包括協定を締結し、密に連携しながら中小企業振興施策を推進しています。今後もこの連携を継続していくことから第13条第2項に明記しています。 【修正後】 「市は、西尾市における産業振興連携協力に関する包括協定を締結する者とも相互に連携するなどして、前条の施策の推進に努めるものとする。」
3	地域に関わるステークホルダーを広く組織した産業振興会議や中小企業円卓会議などの施策の評価、実施に関する諮問機関を市長直轄で設けることを求めます。 各地の中小企業振興基本条例のなかで、その運用において実績を上げているのは、地元の中小企業経営者、市民、金融機関、NPO、市民団体、中小企業団体などが広く参画し、中小企業の振興と地域経済の活性化、地域社会の向上をひざ詰めで議論するとともに、実際の政策決定に関与する機能（産業振興会議、中小企業円卓会議などと呼ばれています）を同条例の中に位置付けています。西尾市においても、各地の先進事例から学び条例案の適切な加除修正ならびに補強を求めます。	現在、包括協定を締結した商工会議所などと定期的な会議を開催しており、今後も、この会議を中心に中小企業振興施策を推進していきたいと考えています。そのため、今回の条例制定に当たり、新たな諮問機関などの設置は考えておりません。 なお、本条例の制定を視野に入れて、市内事業者の実態調査とデータベース化を実施し、事業者の状況把握ができ得る環境も構築しています。政策決定に際しては、これらも活用しつつ、多様な事業者の意見を聴いてまいります。

以上